

平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市が実施する集団がん検診（以下「集団がん検診」という。）を受診するために、市内の保育所、認定こども園及び小規模保育所（公立は除く）の一時預かり又は幼稚園や認定こども園（公立は除く）の預かり保育（以下「一時預かり等」という。）を利用した際に、その費用の一部を市内の保育所、小規模保育所、幼稚園及び認定こども園（公立は除く）（以下「保育所等」という。）に助成することにより、子育て世帯が集団がん検診を受けやすい環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 未就学児を養育又は未就学児と同居し、生活を共にしている家族や親族等の世帯をいう。なお、未就学児と同居し、生活を共にしているのであれば、住民票上の世帯が別でも構わない。
- (2) 利用者 市内在住の子育て世帯で、集団がん検診を受診するために保育所等の一時預かり等を利用する者をいう。
- (3) 一時預かり 平成27年7月17日付け27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長、雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」別紙に規定する「一時預かり事業実施要綱」4実施方法（1）一般型、（2）幼稚園型Ⅰ、（3）幼稚園型Ⅱ及び（4）余裕活用に規定する事業をいう。
- (4) 預かり保育 幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)第1章第3の3（3）に定める教育時間以外の時間に幼稚園や認定こども園に在籍する未就学児を保育所等において保育する事業をいう。
- (5) 幼児教育・保育の無償化制度（以下、「無償化制度」という。） 子ども・子育て支援法第三十条の五の規定による保育の必要性の認定を受け、かつ次のア又はイに該当する子育て世帯が利用する一時預かり等の利用料を無料にする制度のことをいう。
 - ア 未就学児が小学校入学前3年間にあたる3～5歳児クラスであること。
 - イ 未就学児が0～2歳児クラスかつ利用者が住民税非課税世帯に属すること。

(補助対象)

第3条 補助対象者は、利用者へ一時預かり等を提供した保育所等とする。

(実施方法)

- 第4条 利用者は、集団がん検診を受診するために、一時預かり等を利用するときは、受診日から3日前までに、保育所等に直接予約する。
- 2 受診日当日、利用者が未就学児を迎えに行く際には、集団がん検診を受診した際に発行される領収書（原本）又は平塚市集団がん検診来場証明書（第1号様式）を利用した保育所等に提示する。
 - 3 保育所等は、利用者から前項に定める書類の提示があった場合は、その利用料金が第7条に定める助成額を超える場合は、その超過額のみを利用者に請求し、第7条で規定する助成額の範囲内であれば利用料金を徴収しない。
 - 4 保育所等は、利用者から提示された第2項に定める書類の写しを5年間保管する。

(交付申請)

第5条 この要綱に基づき助成を受けようとする保育所等は、平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料助成金交付申請書（第2号様式）に次の書類を添えて、市長に提出する。

- (1) 利用者が提示する集団がん検診を受診した際に発行される領収書（原本）の写し又は平塚市集団がん検診来場証明書の写し
- (2) 利用者と利用時間が分かる書類（記録簿等）の写し

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請した者に通知する。

(助成額)

第7条 保育所等に対する助成額は、利用者1回あたり、保育所等で設定した利用料金の1時間分を単位とし、3時間分を限度とする。ただし、利用時のおやつ代、昼食代等利用料金以外のものは助成の対象としない。

2 前項の助成額は利用者が、無償化制度を利用する場合は、無償化制度の対象となる費用を除いた額とする。

(利用の制限)

第8条 保育所等は、この要綱の目的に反して集団がん検診を受ける目的以外に保育所等の一時預かりを利用し、助成を受ける行為をしてはならない。

(助成の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為によって、この要綱に定める助成を受けた保育所等に対し、助成の決定を取り消すとともに、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から公布し、令和7年6月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

平塚市集団がん検診来場証明書

下記の者について、平塚市集団がん検診に来場したことを証明します。

氏名 _____

年 月 日

平 塚 市 長 健康課専用・市長印

平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料助成金交付申請書

年 月 日

(提出先)
平塚市長

申請者 保育所等名称
保育所等住所
代表者氏名
電話番号

平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 円
内 訳

2 添付書類

- ・利用者が提示する集団がん検診を受診した際に発行される領収書（原本）の写し又は平塚市集団がん検診来場証明書の写し
- ・利用者と利用時間がわかる書類（記録簿等）の写し

以 上

平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料助成金交付決定通知書

文書番号
年 月 日

保育所等名称
保育所等住所
代表者氏名 様

平塚市長 健康課専用・市長印

年 月 日付けで申請がありました平塚市集団がん検診における保育所等一時預かり利用料の助成金交付申請について、次のとおり決定をしたので通知します。

1 区分

交付する 交付しない
交付しない場合の理由

2 交付金額

円

3 注意事項

- （1） 交付する決定を受けた場合は、速やかに指定の請求書を提出してください。交付金は請求書に記載された口座に振り込みます。
- （2） 次のような場合は、速やかに届け出てください。
 - ア 代表者が変更した場合
 - イ 保育所等の住所等に変更があった場合
 - ウ その他市長が必要と認める場合
- （3） 次のような場合は、交付を決定した交付金の返還を求める場合があります。
 - ア 不正な手段を使って交付を受けた場合。
 - イ この要綱の目的以外に交付金を使用した場合。
- （4） この通知書は事業の終了後5年間保存してください。

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平塚市（（平塚市を代表するものは平塚市長）以下同じ。）を被告として、横浜地方裁判所に提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 1の審査請求をした場合には、その裁決の取消しの訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平塚市を被告として横浜地方裁判所に提起することができます。ただし、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができません。